

令和5年5月1日

記者配付資料

5月9日(火)開会予定の令和5年5月高知県議会臨時会に提出予定の議案は次のとおりです。

なお、今回は臨時会につき、記者レクは行いませんので申し添えます。

- 令和5年5月高知県議会臨時会提出予定案件概要
- 令和5年5月高知県議会臨時会提出予定議案目録
- 令和5年5月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

お問い合わせ
政策企画課 大野、伊尾木
電話：088-823-9573

令和5年5月高知県議会臨時会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 3件

報 告 議 案 ----- 3件

1 報 告 議 案 ----- 3件

専決処分報告 ----- 3件

令和5年5月高知県議会臨時会提出予定議案目録

○ 報 告

- 報第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第 3 号 高知県が当事者である和解の専決処分報告

令和5年5月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

報第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、法人の事業税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例の一部を改正する条例を専決処分したもの

報第 3 号 高知県が当事者である和解の専決処分報告

(高等学校課、特別支援教育課)

県が東京都千代田区丸の内一丁目6番5号株式会社ウエスト電力と令和3年12月1日付けで締結した高知県立室戸高等学校ほか45施設において令和4年1月1日から同年12月31日までの間に使用する電気に係る電力需給契約については、同社の電力小売事業の廃止に伴い、県から同年4月21日付けで同月30日をもって当該契約を解除する旨を通知するとともに、同年5月31日に当該契約書第15条第2項の規定により算定した違約金24,285,085円を当該電気料金の一部と相殺し、当該契約の解除により新たに生じた費用から当該違約金の額を差し引いた金額を損害賠償金として支払うよう同社への請求を検討していたところ、同社から和解の申出があり、検討した結果、提示された和解金の額は妥当なものであり、県においても早期に事案の解決を図ることが望ましいと認められたので、県及び同社の間において令和5年4月21日に和解することについて専決処分を行ったもの

報第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	322,961,989		322,961,989	344,601,472	△ 6.3
県 税	68,632,089		68,632,089	69,974,482	△ 1.9
地方消費税清算金	35,521,040		35,521,040	34,601,382	2.7
地方譲与税	14,352,293	885,714	15,238,007	13,714,337	11.1
地方交付税等 (ア+イ)	188,835,288	802,593	189,637,881	212,432,679	△ 10.7
（うち地方交付税）ア	(185,043,288)	(802,593)	(185,845,881)	(191,492,779)	(△ 2.9)
（うち臨時財政対策債）イ	(3,792,000)		(3,792,000)	(20,939,900)	(△ 81.9)
財調基金取崩	2,073,049	△ 1,664,860	408,189		皆増
その他	13,548,230	△ 23,447	13,524,783	13,878,592	△ 2.5
(2) 特 定 財 源	212,378,041		212,378,041	196,826,262	7.9
国庫支出金	130,084,671		130,084,671	114,222,328	13.9
県 債 エ	56,781,000		56,781,000	53,176,000	6.8
（うち行政改革等推進債・ 退職手当債）オ	(4,000,000)		(4,000,000)	(3,000,000)	(33.3)
減債基金（ルール外分）等カ	587,353		587,353	4,014,887	△ 85.4
その他	24,925,017		24,925,017	25,413,047	△ 1.9
総 計 (1)+(2)	535,340,030		535,340,030	541,427,734	△ 1.1

県債計 (イ+エ:再掲)	60,573,000		60,573,000	74,115,900	△ 18.3
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	6,660,402	△ 1,664,860	4,995,542	7,014,887	△ 28.8

(2) 歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	417,748,958		417,748,958	430,981,181	△ 3.1
人 件 費	113,846,610		113,846,610	115,936,879	△ 1.8
（うち退職手当を除く）	(101,126,605)		(101,126,605)	(102,363,209)	(△ 1.2)
扶 助 費	12,783,295		12,783,295	12,362,419	3.4
公 債 費	64,590,588		64,590,588	66,881,334	△ 3.4
その他	226,528,465		226,528,465	235,800,549	△ 3.9
(2) 投 資 的 経 費	117,591,072		117,591,072	110,446,553	6.5
普通建設事業費	111,893,281		111,893,281	104,119,070	7.5
補助事業費	81,029,270		81,029,270	77,523,813	4.5
単独事業費	30,864,011		30,864,011	26,595,257	16.1
災害復旧事業費	5,697,791		5,697,791	6,327,483	△ 10.0
総 計 (1)+(2)	535,340,030		535,340,030	541,427,734	△ 1.1

1 主な改正項目

(1) 不動産取得税

ア サービス付き高齢者向け住宅及びその敷地となる土地の取得に対する特例措置の延長

- サービス付き高齢者向け住宅を新築し、その敷地となる土地を取得した場合の新築住宅控除と新築住宅用土地の減額に係る特例措置（床面積要件の上限を180㎡以下を160㎡以下に引き下げ）について、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。

イ 買取再販業者が取得した中古住宅に係る税額の減額措置の延長

- 新築から10年以上経過した中古住宅を取得した宅地建物取引業者が、取得した日から2年以内に改修工事を行い、自らの住宅として使用する個人に販売した場合に、中古住宅の新築時における特例控除を適用する特例措置について、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。

(2) 自動車税

ア グリーン化特例の延長・見直し（種別割）

- 自動車税種別割のグリーン化特例について、適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長するとともに、営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化する。

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車
		2030年度基準90%達成（ <u>営業用乗用車のみ</u> ） → <u>令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。</u>
	50%軽減	2030年度基準70%達成（ <u>営業用乗用車のみ</u> ） → <u>令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。</u>
重課	15%重課 (バス・トラックは10%重課)	ガソリン車（13年超、ハイブリッド車は含まない） ディーゼル車（11年超）

※上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求

イ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長（環境性能割）

- 側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、課税標準の特例措置の適用期限を装置の搭載が義務化される令和6年4月30日まで延長する。
- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動装置を搭載したトラック・バスについて、課税標準の特例措置の対象に追加し、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。

2 施行期日 令和5年4月1日

報第3号 高知県が当事者である和解の専決処分報告について

令和5年4月21日専決
高等学校課
特別支援教育課

1 株式会社ウエスト電力との電力需給契約

(1) 契約内容等

- ア 契約の相手方 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
株式会社ウエスト電力
- イ 契約締結日 令和3年12月1日
- ウ 契約の対象 高知県立室戸高等学校ほか45施設
- エ 契約期間等 令和4年1月1日から同年12月31日までの間に使用する電気に係る電力需給契約

(2) 契約の解除

同社の電力小売事業の廃止に伴い、県から令和4年4月21日付けで同月30日をもって当該契約を解除する旨を通知。

2 和解に至った経緯

(1) 違約金の徴収

令和4年5月31日に、当該契約の契約書第15条第2項の規定により算定した違約金24,285,085円を当該電気料金の一部と相殺。

(2) ウエスト電力から和解の申出

当該契約の解除により新たに生じた費用から当該違約金の額を差し引いた金額を損害賠償金として支払うよう同社への請求を検討していたところ、同社から和解の申出があった。

(3) 和解

検討した結果、ウエスト電力は債務超過の状況であり、早い時期に特別清算をする可能性があること、また、顧問弁護士からは、訴訟を行い勝訴したとしても和解金額以上の損害を認められる保証は全くないことや、他の債権に比べて優先的に配当されるわけではないため、和解金額以上の回収の可能性は低いとの見解が示されたことなどから、提示された和解金額15,210,925円（令和4年4月分の電気料相当）により、県においても早期に事案の解決を図ることが望ましいと認められた。

このことから、県及び同社の間において令和5年4月21日に和解することについて専決処分を行った。